平成26年3月3日 告示第30号

(趣旨)

- 第1条 この基準は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。 以下「政令」という。)及び瑞穂町契約事務規則(昭和40年規則 第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、制限付一般 競争入札を実施するために必要な事項を定めるものとする。 (対象)
- 第2条 制限付一般競争入札の対象は、原則として設計金額が1億 円以上の事業に係る入札であって、町長が特に必要と認めるもの とする。

(入札参加資格)

- 第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の各 号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 政令第167条の4に規定する制限に該当しない者
 - (2) 瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準(平成15年告示第 87号。以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止措置 の期間中でない者
 - (3) 瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年告示第213号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)に基づく 入札参加資格停止措置の期間中でない者
 - (4)瑞穂町指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)で決定 された資格要件を満たしている者

(入札の公告)

- 第4条 町長は、制限付一般競争入札を行うときは、政令第167 条の6及び規則第7条の規定により公告するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、町長は、入札が成立するために必要 な入札参加者数を公告するものとする。

(入札参加の申込)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者 (以下「入札参

加申込者」という。)は、前条の規定による公告により定める書類等をその期限までに、町長に提出しなければならない。

(入札参加資格の審査及び通知)

- 第6条 町長は、委員会において第3条に規定する入札参加資格及 び前条の規定により提出された書類等(以下「書類等」という。) を審査し、制限付一般競争入札の参加資格の有無を決定するもの とする。
- 2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、入札 参加申込者に審査結果を通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

- 第7条 町長は、前条第2項の規定により制限付一般競争入札の参加が認められた者(以下「入札参加資格者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、制限付一般競争入札に参加させないものとする。
 - (1) 政令第167条の4に規定する制限に該当するとき。
 - (2) 書類等に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (4) 暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受け たとき。

(公表等の制限)

- 第8条 制限付一般競争入札参加申込者名簿及び書類等は、公表しない。
- 2 書類等は、入札参加申込者に返還しない。

(入札の中止等)

- 第9条 制限付一般競争入札は、次の各号のいずれかに該当する場合に中止することができる。
 - (1)入札参加申込者がいないとき。
 - (2) 第6条第1項の規定による審査の結果、入札参加資格者がいないとき。
 - (3)入札参加資格者のうち、制限付一般競争入札の参加者又は有 効な入札を行った者の数が1者に満たないとき。
- 2 制限付一般競争入札の参加者が私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触するおそれ

があるとき、その他制限付一般競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、その執行を中断し、又は中止することができる。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。